

■ 入院時食事療養（Ⅰ）に係る食事療養について

入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

■ 負担額について

入院時の食事の負担は、以下の通りとなっております。

所得区分等	自己負担額 (1食あたり)
一般の方	490円
住民税非課税世帯の方	230円
住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が 90日を超えている場合	180円
住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に 満たない70才以上の高齢受給者	110円